

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長等		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合（以下「生活衛生同業組合等」という。）が生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「生衛法」という。）第 56 条の 3 第 1 項の規定に基づき作成する振興計画に基づく共同利用施設（一の共同利用施設の取得価額が 400 万円（建物にあっては 650 万円）以上のものに限る。）に係る取得価額の 6 % の特別償却制度について、適用要件の見直しを行った上で、その適用期限を 2 年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとする。 ・ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 44 条の 3 ・ 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 28 条の 6 ・ 生衛法（抄） （減価償却の特例） 第 56 条の 5 第 56 条の 3 第 1 項の規定による認定を受けた組合又は小組合は、租税特別措置法で定めるところにより、当該認定計画に係る共同施設について特別償却をすることができる。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— （ ▲ 0 （ —	百万円 百万円 百万円

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

生活衛生同業組合は、生衛法に基づき国民の生活に密接に関係のある生活衛生関係営業（飲食業、理容業、美容業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業等）について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために業種ごとに各都道府県に一つ組織することができるとされている。

また、生衛法第 56 条の 2 に基づき厚生労働大臣が定める業種ごとの振興に関する指針（以下「振興指針」という。）において、生活衛生関係営業の課題に対する対応として、事業の共同化の推進により、経営の健全化等を図り、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上（営業者の衛生管理の技術向上や衛生施設の衛生水準の向上）を図ることとされている。

生活衛生同業組合等が、振興指針に基づく振興計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受け、当該計画に基づき行う事業として、税制上の措置を活用しながら共同利用施設整備を進めることで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上につなげることが重要である。

(2) 施策の必要性

生活衛生関係営業（全産業の約 516 万事業所のうち約 18.3%（約 94 万事業所）、全従業者約 5,795 万人のうち約 10.1%（約 587 万人））は、国民生活に極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担っている。また、身近な営業として、高齢者、子育て世帯等の生活を支える役割を果たすとともに、環境に配慮した取組や安心・安全なサービスの提供など、社会的ニーズへの対応も求められている。

こうした重要な役割を担う生活衛生関係営業の多くは、経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、チェーンストアをはじめとする大企業との競争に生き残っていくためにも事業の共同化により合理化等を進め、設備投資等の経費負担の軽減や労働者の労働環境の改善及び福利厚生の実施等も推進する必要がある。

また、生活衛生関係営業を取り巻く経営環境は、物価高騰や賃上げ等への対応に加え、現下の情勢による影響が生じており、生活衛生関係営業の業況判断 D I は▲14.1 と依然として低い水準にある。経営上の主な問題としては、仕入価格・人件費等の上昇分を価格に転嫁することが困難であること、顧客数の減少や従業員の確保難等が挙げられ、経営状況は依然として厳しい。

（※）出典：株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（2026 年 4～6 月期）」

このような状況の下、生活衛生関係営業が地域経済・地域社会における役割を果たしていく上で、中小零細の個々の事業者のみで経営上の課題に対応することは困難であることから、生活衛生同業組合等が実施する共同事業を通じて事業者を支援し、経営基盤の強化や衛生水準の向上を図ることが重要である。

このため、生活衛生同業組合等に対して日本政策金融公庫が行う共同利用施設の整備に係る融資による支援や、生活衛生同業組合等が行う生活衛生関係営業の振興等に資する事業への補助金による支援に加えて、通常の減価償却限度額に上乗せして償却ができる本特別償却制度の措置により、投資初期の負担を軽減しキャッシュフローを改善することで、生活衛生同業組合等が行う共同利

		用施設（組合会館の会議室、研修施設・設備、共同工場、共同倉庫、共同配送車両、共同冷凍・冷蔵庫や共同ネットワークシステム等）の整備を誘引する必要がある。 これにより、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図る。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標 4－1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		政策の達成目標	生活衛生同業組合等における共同利用施設の整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化を図り、もって生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図る。この際、衛生水準向上の前段階である経営基盤の安定・強化の状況を把握するため、生活衛生関係営業の業況判断ＤＩの数値を参考指標とし、プラスへ改善することを目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和９年４月１日～令和１１年３月３１日
		同上の期間中の達成目標	生活衛生同業組合等の共同利用施設整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに衛生水準の維持向上を図ることで、令和９年度における生活衛生同業組合の振興計画の達成率が向上することを目標とする。
		政策目標の達成状況	生活衛生関係営業者については、物価高騰・賃上げ等への対応に加え、中東情勢や災害等による影響が生じているとともにゼロゼロ融資の返済が本格的に開始したこと等により、生活衛生関係営業者の経営は依然として厳しい状況にある。この様な中で、生活衛生同業組合等においても財政状況が悪化している組合もあり、資金繰りが難しい中で共同利用施設の整備を行ったものの取得価額要件を満たさなかったケースもあった。また、直近の生活衛生関係営業の業況判断ＤＩは▲14.1（令和８年４月～６月）と低調であった。 今後の適用見込みもある中で、当該税制措置を活用しながら整備を進めることで、生活衛生関係営業者の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。

			株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向（2026 年）」によると、引き続き設備投資に意欲のある生活衛生関係営業者は一定数存在しており、これらの整備についても共同利用施設として生活衛生同業組合等が実施することで、個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の業況判断 D I が改善するものと考ええる。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 6 年度： 1 件 令和 7 年度： 0 件 令和 8 年度： 1 件（予定） 令和 9 年度： 1 件（予定） 令和 10 年度： 1 件（予定） （厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	生活衛生同業組合等が、特別償却制度を適用して導入した共同利用施設を活用することで、組合における事業の実施機会の拡大や事業の充実が図られる。そのことによって、事業に参加した事業者の営業の見直しが促されるとともに、提供する製品やサービスの質の向上が期待される。 このような効果が見込まれることから、共同利用施設の導入を促進することで、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、もって衛生的で質の高いサービスの提供や雇用基盤の確保に寄与することが考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 中小企業投資促進税制 ・ 中小企業経営強化税制 ・ 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度
		予算上の措置等の要求内容及び金額	株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算の確保及び生活衛生同業組合等が生活衛生関係営業の振興等を図るために行う事業を支援するために必要な予算の確保を引き続き行う。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	生活衛生同業組合等に対しては、低利での貸付制度により共同利用施設の整備に係る資金調達を支援するとともに、生活衛生関係営業の振興等を図るための事業に対する予算措置を講じている。 融資は共同利用施設の導入に必要な資金を支援するものであり、補助金は共同利用施設を活用して実施する事業等を支援するものである。 一方、本税制措置は、共同利用施設の導入後において特別償却を認めることにより、投資初期段階の税負担を軽減し、キャッシュフローの改善を図るものであり、それぞれ支援の段階や内容が異なる。
		要望の措置の妥当性	本税制措置は、生活衛生同業組合等が振興計画に基づく振興事業として共同利用施設を取得する場合に適用されるものであり、振興計画は、厚生労働大臣の定める振興指針に基づき作成され、厚生労働大臣の認定を受けることから、適切な制度設計としている。 また、本税制措置は、議員立法である環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の昭和 54 年の一部改正により、法律上

		の位置付けがなされ、その翌年に創設されたものであり、今日においても、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済・地域社会でその役割を果たしていくため、高齢者、子育て世帯等の生活を支えるとともに、環境に配慮した取組や安心・安全なサービスの提供、物価高騰の課題に対応していく必要がある。 本税制措置の近年の適用実績は、令和４年度及び令和６年度に１件となっており、令和４年度に本税制措置を適用し導入した設備を利用した事業の実施回数として、導入前の令和３年度以前は研修の開催回数が年平均１３回であったところ、令和４年度以降は年平均２０回となり、増加が見られた。 今後の適用の見込みもある中で、当該税制を引き続き適用することで、生活衛生関係営業者の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。															
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><thead><tr><th></th><th>適用件数</th><th>減収額</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和３年度</td><td>０件</td><td>０円</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>１件（１件）</td><td>５万円</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>０件（０件）</td><td>０円</td></tr><tr><td>令和６年度</td><td>１件（１件）</td><td>２４万円</td></tr></tbody></table>		適用件数	減収額	令和３年度	０件	０円	令和４年度	１件（１件）	５万円	令和５年度	０件（０件）	０円	令和６年度	１件（１件）	２４万円
		適用件数	減収額														
	令和３年度	０件	０円														
	令和４年度	１件（１件）	５万円														
	令和５年度	０件（０件）	０円														
令和６年度	１件（１件）	２４万円															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	令和６年度の適用実態調査結果 ①租税特別措置法の条項：租税特別措置法第４４条の３、第６８の２４条 ②適用件数：０件 ③適用額：０円																
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置の近年の適用実績では令和４年度及び令和６年度に１件であり、本年度を含む今後の適用見込みもある中で、当該税制を引き続き適用することで、生活衛生関係営業者の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることができる。																
前回要望時の達成目標	生活衛生同業組合等における共同利用施設の整備を通じて、生活衛生関係営業者の経営基盤の強化とともに、衛生水準の維持向上を図ることで、生活衛生関係営業の業況判断ＤＩがプラスに転じること。																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時に設定した達成目標である「生活衛生関係営業の業況判断ＤＩがプラスに転じること」については、新型コロナウイルス感染症が流行した令和２年４～６月当時▲８７.４まで低下した後、令和８年４～６月には▲１４.１まで改善しており、回復傾向はみられた。しかしながら、依然としてマイナス水準であり、前回要望時の目標は達成できていない。 その要因としては、物価高騰や賃上げ等への対応に加え、中東情勢や災害等による影響が生じていること、ゼロゼロ融資の返済が本格的に開始したこと等により、生活衛生関係営業者を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にあることが考えられる。																

これまでの 要望経緯	昭和 55 年：創設 昭和 57 年～平成 21 年：期限切れごとに延長 平成 23 年：特別償却割合を 8 %から 6 %に引下げ 平成 25 年：2 年間の延長 平成 27 年：取得価額要件 100 万円以上を設定 平成 29 年：取得価額要件を 200 万円以上に引上げ 平成 31 年：2 年間の延長 令和 3 年：取得価額要件を 400 万円以上に引上げ 令和 5 年：建物の取得価額要件を 600 万円以上に引上げ 令和 7 年：建物の取得価額要件を 650 万円以上に引上げ
-----------------------	--

要望内容と自己点検の関係

措置名：生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度

- 令和４年度に生活衛生同業組合（美容業）が整備した共同利用施設について、事業の実施回数及び事業実施後の事業者の営業状況を点検した結果は以下のとおりである。
 - ・ 本税制により導入した施設・設備を活用した事業の実施回数については、導入前の令和３年度以前は研修の開催回数が年平均１３回であったところ、令和４年度以降は年平均２０回となり、事業実施回数の増加が見られた（生活衛生同業組合（美容業）からの聞き取り）。
 - ・ また、共同利用施設を利用した事業者に対する調査（令和８年７月実施）を行ったところ、参加者の６４％が講習会参加後に営業の見直し（改善策等）を行ったと回答した。さらに、見直しを実施した参加者の８６％がその成果や効果を実感したと回答している。具体的な成果・効果としては、主に「衛生水準が向上した」「サービスの質が向上した」「接客レベルが向上した」との声が挙げられた。
- 上記自己点検結果を踏まえると、生活衛生同業組合等が、特別償却制度を適用して導入した共同利用施設は、生活衛生同業組合等における積極的な事業の実施促進に寄与していることがうかがえる。また、共同利用施設を活用した事業が充実することで、事業者における営業の見直しが促されるとともに、事業者が提供する製品やサービスの質の向上につながっていることが確認された。
- 以上のことから、引き続き当該税制を適用することで、大部分が中小零細企業である生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化、また衛生水準の維持向上に一定の効果を有しているものと考えられる。近年の導入実績や今後の導入見込み等を踏まえ、対象資産等の要件を見直した上で、延長を要望したい。